

## 規則

農林業普及指導手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年十二月二十三日

埼玉県人事委員会委員長 池本誠司

### 埼玉県人事委員会規則七一一二〇

農林業普及指導手当に関する規則の一部を改正する規則

農林業普及指導手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七一一〇七）の一部を次のように改正する。

第四条中「別表第四口の備考2」を「別表第四イの備考2、口の備考2」に改め、「適用しない額」の下に「に百分の百・四七を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）」を加える。

第五条の次に次の一条を加える。

（端数計算）

第六条 第四条の規定による農林業普及指導手当の月額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもつて当該農林業普及指導手当の月額とする。

附則第二項中「第一号」を削り、「別表第四口の備考2」を「別表第四イの備考2、口の備考2」に改め、「適用しない額」の下に「に百分の百・四七を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）」を加える。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の農林業普及指導手当に関する規則の規定は、令和七年四月一日から適用する。